

## 第 1 2 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年3月9日(金)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(10名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
		10番 土海 政信 委員		12番 谷岡 貞幸 委員
欠席委員(2名)	9番 山本 壽孝 委員	11番 山下 和子 委員		
推進委員(6名)	徳岡 正裕 推進委員		尾川 寛信 推進委員	山田 隆雄 推進委員
	山本 正義 推進委員		山本美代子 推進委員	倉本 哲男 推進委員
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第57号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第58号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第59号議案 非農地の現況証明について 第60号議案 農用地利用集積計画の決定について 第61号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項	第1号 農地転用現況確認状況について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 議事 議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による 許可申請について</p>	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今より、平成 29 年度 第 12 回農業委員会の定例総会を開催致します。農業委員の現員数 12 名に対して、ただ今の出席委員は、10 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので、本総会が成立することをご報告致します。開催にあたりまして、長谷川会長からあいさつを頂きます。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>それでは日程に従って進めさせていただきますが、2 番の議事録署名委員の指名でございますが、通常の如く、こちらの方から指名させて頂いてよろしゅうございますか？</p> <p>《委員から「はい」の声》</p> <p>はい。それではご了解頂きましたので、9 番山上委員そして 10 番土海委員、両名の方に署名委員としてお願いを致します。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第 57 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>議案第 57 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は 上橋津●●、譲渡人は 鳥取市青谷町●●、土地の所在 大字 赤池——、地目は台帳・現況とも 田、利用状況 田、面積 1,166 ㎡、贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 30 アールです。</p> <p>番号 2 譲受人は宮内●●、譲渡人は 中興寺●●、土地の所在 大字 野方——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積 3,577 ㎡、贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 153 アールです。</p> <p>番号 3 譲受人は中興寺●●、譲渡人は 小鹿谷●●、土地の所在 大字 野方——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積 5,578 ㎡、贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 105 アールです。</p> <p>番号 1 については、管理が困難なことから、湯梨浜町内に住所を有する親族へ農地を譲渡すものです。</p>

		<p>番号2については、認定新規就農者の●●氏が昨年取得した農地ですが、果樹棚の無い状態にあって、梨の新植を予定していたところ、果樹棚の残してある番号3の農地が取得できることになったため、番号2の農地を譲って、番号3の農地を取得するものです。</p> <p>番号2の譲受人の●●さんについては、●●さんの子供さんが就農されるにあたり、農地を探しておられたと云う事で、仙津土地改良区内でマッチングが出来たものでございます。</p> <p>以上、申請につきましては、農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上です。</p> <p>はい、ご苦労さんでした。説明が終わりましたので、それではただ今より質疑を行います。番号1番号2番号3番とある訳でございますが、一括して質疑を行います。皆さんの方からございますか？ご意見ございます方は挙手のうえ発言をしてください。</p> <p>はい。</p> <p>はい、中村委員どうぞ。</p> <p>2番3番ですね。それぞれ贈与になっていますけど、これ。無償譲渡ですか？</p> <p>はい、説明をお願いします。</p> <p>贈与ですから無償と云う事になりますね。対価を求めずに。その辺は恐らく仙津土地改良区さんの内部的な調整のもとに、その様に図られたものであると云う風に、事務局としては認識しています。</p> <p>無償ね。</p> <p>よろしいですか？</p> <p>良いです。</p> <p>その他にご意見ございますか？良いですか？それでは無い様でございますので、採決を行います。議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、申請どおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい、全員の方でございますので、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、申請どおり本委員会では認めることと致します。</p>
	議長	
	中村委員	
	議長	
	中村委員	
	議長	
	事務局	
	中村委員	
	議長	
	中村委員	
	議長	

<p>議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による 許可申請</p>	<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案第 58 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」でございます。この件について審議を行います。それでは説明をお願いします。</p> <p>はい。議案第 58 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁と別添資料 1 の 1 頁から 7 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 はわい長瀬——、現況地目 畑、転用面積は 282 m<sup>2</sup>、転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、一般個人住宅、建築面積は 63.84 m<sup>2</sup>です。譲受人 大字 田後●●と●●、譲渡人 はわい長瀬●●、売買による所有権移転です。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は第 3 種農地、区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域内です。許可根拠規定は 第 3 種農地につき原則許可、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資 あり です。事業内容は、一般個人住宅 1 棟、駐車場 2 台、農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の意見書が添付されております。隣接耕作者はありません。</p> <p>頁をめくって頂き 3-1 が航空写真による位置図です。別添資料 1 の 1 頁目が現地写真です。頁をめくって頂き 2 頁目が農地区分決定根拠の図面、3 頁目が公図、4 頁目が土地利用計画図です。5 頁目が建物平面図、6 頁目が立面図、7 頁目が排水計画図です。樋を通して道路側溝へ排出するもの。それから駐車場部分につきましては、自然勾配で前の道路側溝へ排出致しますし、下水道は下水道接続と云う事になります。</p> <p>申請者は夫婦と子供 3 人の、合わせて 5 人でアパート住まいですが、手狭となったことから住宅の建設を計画したものです。用地選定にあたっては羽合小学校の校区内で探したところ、条件に合致した申請地を選定したものです。申請地の近隣には農地は無く、農業用水路へも接していません。雨水排水は既設の道路側溝へ放流するため土砂流出の恐れは無く、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。</p> <p>議案の方、頁を戻して頂きまして。</p> <p>(資料は 3-2 頁と別添資料 1 の 8 頁から 11 頁)</p> <p>番号 2 土地の所在 大字 龍島——、現況地目 畑、転用面積は 319 m<sup>2</sup>、転用計画の用途は そ</p>
---	------------	--

	<p>議長</p> <p>山上委員</p>	<p>の他の業務用地、施設概要は、資材置場です。譲受人 大字 龍島●●、譲渡人 京都市山科区 ●● と 滋賀県大津市●●、売買による所有権移転です。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は第 3 種農地、区分決定根拠は 駅・役場等から 300m以内です。許可根拠規定は 第 3 種農地につき原則許可、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。事業内容は、事業用資材置き場で、駐車場 2 台です。農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の事業区域外。隣接耕作者の同意済みです。</p> <p>頁をめくって頂き 3-2 が航空写真による位置図です。別添資料 1 の方につきましては 8 頁目が現地写真です。ちなみに大字龍島は小字はありませんので、大字龍島何番地と云う事になっております。頁をめくって頂き 9 頁目が農地区分決定根拠の図面、10 頁目が公図、11 頁目が土地利用計画図です。</p> <p>申請者は、自宅の会社で給排水設備、管工事等の設備工事事業を営んでいますが、事業拡大の為、新たに駐車場と資材置き場を取得する計画を立てました。申請地は会社に近く適所であることから、この用地を選定したものです。申請地は道路よりも一段低く、北東側に隣接する農地と同じ高さですが、線路側に隣接する農地は道路面とほぼ同じ高さで、申請地よりも高くなっています。隣接する農地との境界は土羽打ちとし、雨水排水は東側の水路へ放流するため土砂流出の恐れは無く、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。</p> <p>以上のことから、番号 1 番号 2 の何れも、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。</p> <p>以上で申請内容の説明を終わりました。この案件につきましては、現地に出向いて確認を行っております。それでは現地確認委員を代表致しまして、山上委員。それでは報告をお願いします。</p> <p>本日 1 時 15 分より、会長以下 7 名で現地を確認して参りました。番号 1 の、はわい長瀬の件ですが、現地の状況は住宅地内にありまして、申請地は果樹園と云いますか、柿畑として利用されておりました。転用につきましては排水等の問題も何もなく周りも農地がありませんので、農地への支障も無い様ですので、この転用計画については問題無いと考えております。</p> <p>2 番の龍島の件ですが、こちら現地の状況は畑で、申請地はこれから駐車場兼資材置場と云う事で。周りからは一段下がっておりまして、周囲にも雨による土砂の流出の恐れはなく、周りの農地への支障も無い様ですので、この転用計画につきましても、問題無いと考えております。</p>
--	-----------------------	--

		<p>以上でございます。</p>
	議長	<p>はい、ご苦労様です。以上で説明、そして現地の確認報告を終わりました。それではこれから皆さん、質疑を行いたいと思います。質疑のある方は挙手を持って発言をしてください。</p>
	徳岡推進委員	<p>質疑はございますか？はい。どうぞ徳岡推進委員どうぞ。</p>
	徳岡推進委員	<p>はわい長瀬の方ですけども、これ、許可が今度は下りたら、何時頃着工とか何時頃完成とか分かりますかね？</p>
	議長	<p>はい。それでは説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請書に記載がございましたのは、着工は4月から。許可後4月から着手を致しまして、完了予定は9月と云う事で申請は上がって来ております。</p>
	徳岡推進委員	<p>分かりました。</p>
	議長	<p>はい、その他にございますか？ご質問ございますか？ご意見ございますか？</p>
	中村委員	<p>はい。</p>
	議長	<p>中村委員どうぞ。</p>
	中村委員	<p>すみません。龍島の件ですけどね。この龍島の（申請地隣り）▲▲さんの畑は分かるんですけど、入り口と言うのは何処になるんですかね？</p>
	議長	<p>はい、説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>現地を見る限りは、申請地の駅より遠い方側隣に。すみません、別添資料1の10頁では、雑種地となっております所を通り抜けて後ろに回る様に見受けられました。</p> <p>参考までに、道が無い袋地の様な土地の場合にですね、民法上、必要最小限通り抜けることを土地の所有者は認めなさいよと云う決まりがあります。そうした事から、仮に道が無くても通してあげる義務があるものですから。恐らくそう云う事で、隙間を通られてやっておられるのではなかろうかと推察を致します。</p>
	中村委員	<p>始めから道が無いんでね。</p>
	議長	<p>中村委員の今仰るのは、隣接宅地内を通って。</p>
	中村委員	<p>隣接宅地内を通って入っていると云う事ですよ？</p>
	議長	<p>だから隣接宅地の所有者と、申請地隣りの畑の方との間柄を説明すれば。</p>
	事務局	<p>すみません。間柄は調べてないんですけど。ご存知の方がいますか？</p>

<p>中村委員 事務局</p>	<p>いやあ、判んないです。 まあ、少なくとも通してあげる義務があると云う事で、ご理解を頂ければ、最終的な決着は出来るかと思いますが。</p>
<p>尾川推進委員 議長 尾川推進委員</p>	<p>はい。 尾川推進委員どうぞ。 龍島の方の件なんですけど。ここ、一段下がった様な格好で、駐車場と資材置場になってるんですが、これは将来的に、例えば設備工事だったら残土とかが出て、ここに埋立して地を上げる計画は無いのかな？それから水路だったら、ここ、水路があるんですが、田んぼの時期になってきたらドッと水があたって来る。それとも途中で止めてしまうって云う？</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>はい、じゃあ事務局そのあたり、現状を含めながら説明してください。 まずですね、地上げをするかどうかって云うのは、現時点での申請においては進入路を設けて、ちょっとだけ整地をして済ますよと云う事で。それで申請が出ておりますけども、場合によってはですね、排水の地が悪い様であれば、幾ばくかの真砂土なりを入れて整地をされる可能性はあり得ると思います。ただし道まで上げると云う事は、ちょっとそれは考えられないのではと現時点では思っております。 それから、水が回って来はしないかとのご質問でありますけれども。議案の3-2頁の写真を見ると、隣が水田をこれまでしていた様に見えるんですけども、現在は水田の利用をしておりません。なお且つ3-2の図面、道を隔てた反対側。水田がしてありましたけれども、今そこは住宅になっておりまして、水の必要性が全くない状況になっておりますので、もともと水が回らない様に止めておられるでなかろうか、と云う風に推察をしておる所でもありますので。そうすると。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>別添資料の10頁を見てもらおうか。10頁。みんな畑だ。 そうです。みんな畑なんで、水田利用がございませぬ関係で、大本の取水自体は水が回ってこない様に止めている、と云う風に考えているところであります。</p>
<p>尾川推進委員</p>	<p>そうですか。じゃあ北東側隣地は、実際私の知っている人が水田として使っておられたんで、今はもう止めておられる形ですね？はい、分かりました。</p>
<p>議長 尾川推進委員</p>	<p>今は何だったかな？ブルーベリーみたいな。 ああそうですか。</p>

	<p>事務局</p> <p>尾川推進委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>尾川推進委員</p> <p>議長</p> <p>中村委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>中村委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>中村委員</p>	<p>そうですね。別添資料 8 頁の下の写真なんですが、白いビニールハウスがあって、青い防風ネット、軽トラも見えるかと思えますけれども。そう云った形で畑利用をしていらっしやいます。こう云う風になってるんだ。</p> <p>はい。数年前からその様になっておまして。現地はね。であります。</p> <p>尾川推進委員、良いですか？今の説明で。</p> <p>良いです。</p> <p>それでは中村委員、どうぞ。</p> <p>今のに関連して、ちょっと良く分かっていないんで教えてほしいんですけど。今、転用で資材置き場にすると云う事で、ここで了解をもらった後、真砂を入れてちょっと地上げをすると云うのは可能なんですよ？</p> <p>良いですか？</p> <p>どうぞ説明してください。</p> <p>県の転用許可が出ましたら、この業務用地の使い方をされますけれども。それで、言ってみれば進入路が出来上がった段階で地目変更を掛けて頂いて、地目を正式に雑種地と云う形に変えてもらえさえすれば、以降は、言ってみれば農地法の縛りはございませんので、近隣に迷惑の掛からない範囲で、盛土をされるなり何なりと云うのは、全く支障は無いと云う事になります。</p> <p>地目変更をせんと、勝手には出来んよと云う判断ですか？</p> <p>いや、現実的な事を申し上げますと、県の許可が出ました段階で、もうそれは農地じゃ無いものとしての取扱いが正式に決定するものですから、何をしても良いと云う事ではないですけども。極端な話、ちょっと使い勝手が悪すぎて、どうしても地を上げなくちゃいけないと云う事が出た場合には、事業が完了する前の段階でそれが判明した場合には、事業計画の変更と云う事で、届出なり申請をして頂く必要も出て来る可能性もありますけども。事業が完了してしまっ、県に対して完了届が出てしまっで以降であれば、登記地目をもし変えておられない状況であっても、ある程度自由に、それは迷惑が掛からない範囲に自由にできると云う事になります。</p> <p>今の説明で良いですか？</p> <p>あの。なら、進入路を作るのは構わん訳ですね？トラックの出入りをせんと、資材置場、使えんのですから。はい、良いです。</p>
--	---	--



<p>議案第 59 号 非農地の現況証明について</p>	<p>議長 尾川推進委員 議長</p> <p>事務局</p>	<p>はい、尾川さん他にありますか？</p> <p>いえ、良いです。</p> <p>良いですか？はい、その他にございますか？</p> <p>それでは意見も出尽くした様でございます。ご意見が無い様でございますので、採決を取らせて頂きます。議案第 58 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、申請どおり認めることに賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい、それでは全員の方が賛成をして頂きましたので、議案第 58 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」につきましては、本委員会としては認めると云う風な事で意見を添えたいと思います。この申請を鳥取県知事の方へ進達を致します。</p> <p>続きまして議案第 59 号、「非農地の現況証明について」をお諮り致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>はい。議案第 59 号「非農地の現況証明について」説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁と別添資料 1 の 12 頁)</p> <p>番号 1 申請人 群馬県太田市●●、土地の所在 大字 宇野——、地目 台帳 田、現況 原野、面積 845 ㎡、20 年以上前から耕作しておらず、原野化している状態です。</p> <p>頁をめくって頂き、4-1 が航空写真による位置図です。現地の写真はお手元に配布しています別添の資料 1、後ろから 2 枚目の 12 頁ですのでご覧ください。</p> <p>(資料は 4-2 頁と別添資料 1 の 13 頁)</p> <p>番号 2 申請人 門田●●、土地の所在 大字 門田——、地目 台帳 畑、現況 原野、面積 1,518 ㎡、同じく大字 門田——、地目 台帳 畑、現況 原野、面積 277 ㎡、いずれも、20 年以上前から耕作しておらず、原野化している状態です。</p> <p>頁をめくって頂き、4-2 が航空写真による位置図です。図面中央付近が——番地で、その上、果樹園の右側に隣接している所が——番地です。現況の写真は別添資料 1 の最後の頁でございます。以上です。</p>
----------------------------------	--	---

議長		<p>それでは説明が終わりましたので、本案件につきましても現地へ出向いて確認を行っております。現地確認委員を代表致しまして、山上委員報告をお願い致します。</p>
山上委員		<p>1番の宇野の件ですが、尾崎邸の周辺。もう、一面原野化しておりまして、その一部分と云う事で。容易に農地へ復元することは困難だと云う状況でした。</p>
議長		<p>2番の門田の件ですが、こちら、東郷電機の裏の坂道を3分位で上がって。3分、5分で上がって行った所です。こちらも永らく手が付けておられず、木が大変良く伸びておりまして、容易に農地へ復元することは困難な状況で、非農地の適用が適正と考えております。</p>
議長		<p>はい、ご苦労様でした。それでは説明と、それから現地の確認報告、以上終わりましたので、ただ今より質疑を行います。それでは質疑を求めます。</p>
中村委員		<p>ちょっと良いですか？</p>
議長		<p>中村委員どうぞ。</p>
中村委員		<p>宇野の件ですけども、2年位前にやっぱり同じ様に尾崎邸周辺で同じ様な事案があったかと思うんですけども、ほとんど荒れてるんですか？周りは？</p>
議長		<p>それでは事務局、説明してください。</p>
事務局		<p>はい、周りはほとんど荒れておりまして、4-1の図面で行きますと、この度の申請地のすぐ左隣ですか。——番地。こちらがある程度きれいになっている土地で、それ以外の南側の土地はほぼ原野状態であります。ただ、尾崎邸の改修工事をなさってるんですけども、その絡みで場合によっては、家の裏手、折角だからきれいな田園風景を再生しようとする計画が持ち上がれば、そう云う補助事業とかを使える余地を残しておきたいと云う事で、役場側としては思いを持っておられるんですけども。ただ、現状と致しまして、南手の水田地帯と云うのが機械が嵌っちゃう様な大変な湿田であります。そうしたことから、ちょっと誰も手が出せない状態になっておりまして、大いに荒れている現状でございます。</p>
中村委員		<p>はい。分かりました、良いです。</p>
議長		<p>先回の、農振見直しの経過もちょっと。</p>
事務局		<p>そうですね。昨年の9月に農業振興地域農用地なりの全面改定と云う事で、町長部局の方がされましたけれども。その見直しの時に、各地域の意見を頂きながら産業振興課がまとめて参った訳ですけども。宇野の、この地区については、先ほどお話ししましたとおり、補助事業が出来る</p>

<p>議案第 60 号 農用地利用集積計画の決定 について</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>余地を残して行く必要があるだろうと云う判断のもとに、農業振興地域でね。残してあるんですけども。この度の申請の出ている所は、そもそも道の北側ですので農業振興地域農用地に入れてませんでしたし、申請地の左側、筆 3 つあるんですけども。——番地、それから——番地と——番地につきましては、尾崎家住宅の改修工事で必要となり得る資材置き場なりと云うものを配置する必要があることから、このあいだ部分的な農振除外が出来たと云うところがございます。今後また、来月なのか再来月なのか分かりませんが、そう云った転用申請等々が出てくる可能性がございます。以上であります。</p> <p>はい。補足説明がございました。これに添えて質疑がございましたら、どうぞ。中村委員、今の補足説明で良いですか？はい。皆さんの方から質問ございますか？はい。それでは採決を取らせていただきます。議案第 59 号「非農地の現況証明について」を。この申請につきまして、申請どおり認めることについて、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい、全員の方でございますので、議案第 59 号「非農地の現況証明」については、申請どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして、「農用地利用集積計画の決定について」議案第 60 号でございますが、この議案に入る前にですね、まず農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によりまして、蔵本孝広職務代理、そして山本正義推進委員、両名の方退席をお願いします。</p> <p>《蔵本孝広職務代理、山本正義推進委員、退席》</p> <p>それでは審議を続けます。</p> <p>議案第 60 号「農用地利用集積計画の決定について」をお諮りいたします。説明をお願いします。</p> <p>議案第 60 号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は平成 30 年 3 月 15 日です。</p> <p>(資料は 5-2 頁から 5-5 頁)</p> <p>頁をめくっていただき、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は 借り人 12、貸し人 34 です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 11 件で 22,868 m<sup>2</sup>、3 年以上 6 年未満が</p>
---	----------------------	--

	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>10 件で 18,470 m<sup>2</sup>、6 年以上 10 年未満が 1 件で 1,571 m<sup>2</sup>、10 年以上が 13 件で 19,743 m<sup>2</sup>です。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 41,338 m<sup>2</sup>、樹園地として利用が 21,314 m<sup>2</sup>、利用権設定面積率は 0.449%です。詳細については次の頁 5-2 から 5-5 までの各筆明細一覧をご覧ください。</p> <p>なお、各筆明細の整理番号 22 から最後 34 まだが中間管理事業分ですけれども、整理番号 23 以降はすべて、農協果実部が進めていますところの、松崎駅南側の梨団地の整備事業に係る中間管理機構への貸付であります。</p> <p>農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>説明が終わりました。それでは皆さん各筆明細をご覧頂きまして、お尋ねがございましたら挙手のうえ発言して頂きたいと云う風に思います。それでは各筆明細をご覧ください。しばらく時間を取ります。</p> <p>お尋ねがございましたら、遠慮なく挙手をお願い致します。</p> <p>このねえ、良いですか？梨プロジェクトのこの分だけでも。5-4 で水稻と云うのが一つあるけども、これは？内容としては？</p> <p>5-4 頁の一番上、水稻とありますのは整理番号 22 の方の分で、場所が、はわい長瀬——でございます。そこは水稻を作る所の流れで。梨団地の話は、次の整理番号 23 からでございます。</p> <p>これは梨団地ではないんだ。</p> <p>別です。</p> <p>別の事案か。</p> <p>別の案件で、中間管理事業が 1 件あります。</p> <p>じゃあ、中間管理機構の絡みが 2 つあるんだ。</p> <p>そうです。大きく 2 種類ございます。</p> <p>どうぞ皆さんの方から、何かお聞きになることがありましたら。</p> <p>はい。それでは、ございませんか？ご質問無い様でしたら、採決を取らせて頂きます。それでは採決を行います。議案第 60 号「農用地利用集積計画の決定について」でございますが、原案どおり認めることに賛成されます方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p>
--	---	---

<p>議案第 61 号 農用地利用配分計画の策定 について</p> <p>4 報告事項 報告事項第 1 号</p>	<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>全員の方でございますので、議案第 60 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案どおり決定を致します。</p> <p>それでは入っていただきましょうか。</p> <p>《蔵本孝広職務代理、山本正義推進委員、着席》</p> <p>続きまして、議案第 61 号「農用地利用配分計画の策定について」を審議致しますが、この審議に先立ちまして、やはり関係される方がございます。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によりまして、山上委員の退席をお願い致します。</p> <p>《山上委員退席》</p> <p>それでは審議を続行致します。議案第 61 号「農用地利用配分計画の策定について」を審議致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>議案第 61 号「農用地利用配分計画の策定について」説明します。次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は別添資料 2)</p> <p>農用地利用配分計画書の案はお手元の「資料 2」の 2 頁目をご覧ください。権利の設定を受けるとは、田後、株式会社●●、先ほどの議案第 60 号「農用地利用集積計画」で審議頂きました中の、整理番号 22 の 3 筆で、3 年 9 ケ月の使用貸借です。以上です。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、皆さんの方から質問はございますか？</p> <p>無い様でございますので、それでは採決を行います。議案第 61 号「農用地利用配分計画の策定」について、原案どおり賛成をして頂けます方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、議案第 61 号「農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案どおり決定と致します。</p> <p>それでは入って頂きましょうか。</p> <p>《山上委員着席》</p> <p>それでは審議を再開致します。報告事項でございます。それでは報告事項、事務局の方から報告してください。</p>
---	----------------------	--

<p>農地転用現況確認状況について</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p>	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>報告事項第1号「農地転用現況確認状況について」説明します。次のとおり、農地転用現況確認願が提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。</p> <p>番号1 転用者 石脇●●、土地の所在 大字 宇谷——、地目は畑、面積 270 m<sup>2</sup>、許可年月日及び番号は記載のとおりです。確認書交付日は平成 30 年 2 月 28 日、調査結果は平成 30 年 2 月 26 日建築工事完了です。以上でございます。</p> <p>はい。報告事項は以上で終わります。現況を確認致しまして、局長の専決により確認書を交付致しております。皆さんの方からお尋ねはございますか？</p> <p>はい。無い様でございますので、報告事項は以上で終わります。</p> <p>続きまして、その他でございます。4月の定例総会。この件についてお諮り致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>○4月定例総会 4月4日（水）午後3時00分より</p> <p>○3月農家相談会について 3月の相談会は、3月15日（木）担当：土海 委員、山下和子 委員、山本正義 推進委員</p> <p>○過疎地域自立促進計画策定委員会委員の推薦について</p> <p>○平成30年度の農業委員会活動計画について</p> <p>以上をもちまして、総会を終了します。 (閉会 午後5時20分)</p>
--	---	--